

後期高齢者医療制度の円滑な実施について

【厚生労働省】

提案・要望の内容

本年4月にスタートした後期高齢者医療制度について、制度の円滑な実施のために、次のとおり適切な対応を行うこと。

- 1 制度が必ずしも国民に理解されていないことから、国において制度周知を十分に図ること。
- 2 後期高齢者の保険料負担について、低所得者に配慮するなど、きめ細かな軽減策を講じること。
- 3 制度の見直し等により新たに発生する負担や経費について、国が適切な財源措置を講ずること。
- 4 制度の見直しにあたっては、都道府県、都道府県後期高齢者医療広域連合及び市町村の意見・要望を十分に踏まえた適切な対応を行うこと。

【現状と課題】

- 本年4月にスタートした後期高齢者医療制度について、本県では、後期高齢者医療広域連合及び県内市町村が、地区ごとの説明会を含む様々な方法により制度の周知に努力してきたが、制度が複雑なことや昨年秋の特別対策の検討により広報の準備作業が遅れたこと等により、事前に高齢者の方々の理解が十分に得られず、4月以降に高齢者からの問い合わせ等が集中するなどの混乱が生じたところである。
- 後期高齢者医療制度について、国民の理解を得て、早期に高齢者の方々の不満や不安を解消し、安心して暮らしていけるようにすることが求められている。

【本県の取組み】

- 島根県では、本年4月からの後期高齢者医療保険料の特別徴収の開始に伴い、仮徴収の対象にならなかった方から、保険料の納付について多数の問い合わせがあった。そのため、4月の特別徴収の対象とならなかった全ての方に対し、それぞれの方に応じた内容により、保険料の納付方法、保険料の見込み額、計算方法、また、納付書払いの場合の口座振替の案内などを説明した文書を送付している。
- また、県内各地域のケーブルテレビにより、制度についての時期に応じた内容のお知らせを年6回程度実施するとともに、市町村の広報誌や新聞への広告掲載など、様々な方法により周知をはかることとしている。

【本県後期高齢者医療広域連合及び市町村からの意見・要望】

- 上記1から3のほか、制度の実施にあたっては、住民に直接接し、かつ実際に業務を担っている後期高齢者医療広域連合や市町村の意見・要望を聞き、業務を円滑に進めることができるようにすることが重要である。
- 具体的に本県の広域連合や市町村から受けた意見・要望は次のとおりである。
 - ① 保険料軽減や自己負担割合を、世帯単位ではなく個人ごとの所得により判定すること。
 - ② 保険料の特別徴収の対象となる年金を、年金の種類による優先順位から、支給金額の多い年金に改めること。
 - ③ 後期高齢者に対する保健事業を義務化し、国民健康保険制度と同様に公費負担とすること。